

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 各 出 後 | 各 出 温 |
|--|--|
| <p>第1 申請書の様式 [様式 略]</p> <p>注1 申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置又は電気自動車用非接触電力伝送装置の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」又は「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」のうち該当するものを記載すること。</p> <p>[注2 略]</p> <p>第2 添付書類の様式 [1～5 略]</p> <p>6 無電極放電ランプの場合 [様式 略]</p> <p>注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>(11) 添付図面等の記載は、次によること。</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p>オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。</p> <p>[2 略]</p> <p>7 一般用非接触電力伝送装置の場合 [様式 略]</p> <p>注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>(11) 添付図面等の記載は、次によること。</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p>オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。</p> <p>[注2 略]</p> <p>8 電気自動車用非接触電力伝送装置の場合 [様式 略]</p> <p>注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>(11) 添付図面等の記載は、次によること。</p> | <p>第1 [同左] [様式 同左]</p> <p>注1 申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置又は電気自動車用非接触電力伝送装置の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」又は「電気自動車用非接触電力伝送装置」のうち該当するものを記載すること。</p> <p>[注2 同左]</p> <p>第2 [同左] [1～5 同左]</p> <p>6 [同左] [様式 同左]</p> <p>注1 [同左]</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p>(11) [同左] [ア～エ 同左]</p> <p>オ 接続図は、部品の名称(又は記号)及び回路定数が記載されていること。</p> <p>[2 同左]</p> <p>7 [同左] [様式 同左]</p> <p>注1 [同左]</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p>(11) [同左] [ア～エ 同左]</p> <p>オ 接続図は、部品の名称(又は記号)及び回路定数が記載されていること。</p> <p>[注2 同左]</p> <p>8 [同左] [様式 同左]</p> <p>注1 [同左]</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p>(11) [同左]</p> |

[ア～エ 略]

オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。

[注2 略]

9 搬送ロボット用非接触電力伝送装置の場合

(1) 1枚目

| | | | | | |
|-----|---|------|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 設計書 | | 整理番号 | | | |
| | | 指定番号 | | | |
| 1 | 型式名 | 2 | 製造業者名 | | |
| 3 | 電力伝送の方式 | 4 | 高周波出力 | | |
| 5 | 利用周波数 | | | | |
| 6 | 電源端子 における妨 害波電圧 | 周波数帯 | (1) 150kHz 以上 500kHz 未満 | (2) 500kHz 以上 5 MHz 以下 | (3) 5 MHz を超え 30MHz 以下 |
| | | 準尖頭値 | | | |
| | | 平均値 | | | |
| 7 | 利用周波 数による発 射及び不要 放射による 磁界強度又 は電界強度 | 周波数帯 | (1) 10kHz 以上 150kHz 以下 | (2) 150kHz を超え 490kHz 未満 | (3) 490kHz 以上 1,705kHz 以下 |
| | | 準尖頭値 | | | |
| | | 周波数帯 | (4) 1,705kHz を超え 2,194kHz 未満 | (5) 2,194kHz 以上 3.95MHz 未満 | (6) 3.95MHz 以上 6.765MHz 未満 |
| | | 準尖頭値 | | | |
| | | 周波数帯 | (7) 6.765MHz 以上 6.776MHz 以下 | (8) 6.776MHz を超え 6.795MHz 以下 | (9) 6.795MHz を超え 20MHz 未満 |
| | | 準尖頭値 | | | |
| | | 周波数帯 | (10) 20MHz 以上 30MHz 以下 | (11) 30MHz を超え 47MHz 未満 | (12) 47MHz 以上 68MHz 以下 |
| | | 準尖頭値 | | | |
| | | 周波数帯 | (13) 68MHz を超え 80.872MHz 以下 | (14) 80.872MHz を超え 81.848MHz 未満 | (15) 81.848MHz 以上 87MHz 未満 |
| | | 準尖頭値 | | | |
| | | 周波数帯 | (16) 87MHz 以上 134.786MHz 以下 | (17) 134.786MHz を超え 136.414MHz 未満 | (18) 136.414MHz 以上 156MHz 以下 |
| | | 準尖頭値 | | | |

[ア～エ 同左]

オ 接続図は、部品の名称 (又は記号) 及び回路定数が記載されていること。

[注2 略]

[新設]

| | | | | |
|----|------------------|--|-------------------------------|------------------------------------|
| | 周波数帯 | (19) 156MHz を超え 174MHz 未満 | (20) 174MHz 以上 188.7MHz 以下 | (21) 188.7MHz を超え 190.979MHz 未満 |
| | 準尖頭値 | | | |
| | 周波数帯 | (22) 190.979MHz 以上 230MHz 以下 | (23) 230MHz を超え 400MHz 以下 | (24) 400MHz を超え 470MHz 未満 |
| | 準尖頭値 | | | |
| | 周波数帯 | (25) 470MHz 以上 1,000MHz 以下 | | |
| | 準尖頭値 | | | |
| 8 | 送信を許容する最大伝送距離 | | 9 送信を許容する最大水平位置移動可能距離 | |
| 10 | 電波の強度に対する安全施設の状況 | | | |
| 11 | 添付図面等 | (1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 | | |
| 12 | 参考事項 | | | |

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

(2) 2 枚目

| | | | |
|------------------|----------------------------|----------|----------|
| 試験成績表 (その 1) | | 13 製造番号 | |
| | | 14 製造年月日 | |
| 15 高周波出力 | (1) 定格値 | (2) 測定値 | 19 測定条件等 |
| | | | |
| 16 利用周波数 | (1) 設計値 | (2) 測定値 | |
| | | | |
| 17 電源端子における妨害波電圧 | 周波数帯 | 測定値 | |
| | | 準尖頭値 | 平均値 |
| | (1) 150kHz 以上 500kHz 未満 | () | () |
| | (2) 500kHz 以上 5 MHz 以下 | () | () |

長

| | | | | |
|---|--|---------------------------------|----------|-----|
| 辺 | | (3) 5 MHz を超え 30MHz 以下 | () | () |
| | | 周波数帯 | 準尖頭値の測定値 | |
| | | (1) 10kHz 以上 150kHz 以下 | () | |
| | | (2) 150kHz を超え 490kHz 未満 | () | |
| | | (3) 490kHz 以上 1,705kHz 以下 | () | |
| | | (4) 1,705kHz を超え 2,194kHz 未満 | () | |
| | | (5) 2,194kHz 以上 3.95MHz 未満 | () | |
| | | (6) 3.95MHz 以上 6.765MHz 未満 | () | |
| | | (7) 6.765MHz 以上 6.776MHz 以下 | () | |
| | | (8) 6.776MHz を超え 6.795MHz 以下 | () | |
| | | (9) 6.795MHz を超え 20MHz 未満 | () | |

短 辺

(日本産業規格 A 列 4 番)

(3) 3 枚目

| 試験成績表 (その 2) | | | | |
|-----------------|--|------------------------------------|----------|----------|
| 長 辺 | | 周波数帯 | 準尖頭値の測定値 | 19 測定条件等 |
| | | (10) 20MHz 以上 30MHz 以下 | () | |
| | | (11) 30MHz を超え 47MHz 未満 | () | |
| | | (12) 47MHz 以上 68MHz 以下 | () | |
| | | (13) 68MHz を超え 80.872MHz 以下 | () | |
| | | (14) 80.872MHz を超え 81.848MHz 未満 | () | |

| | | |
|----|---------------------------------|-----|
| 15 | 81.848MHz 以上 87MHz 未満 | () |
| 16 | 87MHz 以上 134.786MHz 以下 | () |
| 17 | 134.786MHz を超え 136.414MHz 未満 | () |
| 18 | 136.414MHz 以上 156MHz 以下 | () |
| 19 | 156MHz を超え 174MHz 未満 | () |
| 20 | 174MHz 以上 188.7MHz 以下 | () |
| 21 | 188.7MHz を超え 190.979MHz 未満 | () |
| 22 | 190.979MHz 以上 230MHz 以下 | () |
| 23 | 230MHz を超え 400MHz 以下 | () |
| 24 | 400MHz を超え 470MHz 未満 | () |
| 25 | 470MHz 以上 1,000MHz 以下 | () |

短 辺

(日本産業規格 A 列 4 番)

注 1 施行規則第 46 条第 1 項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1 の欄は、高周波発生装置が組み込まれている きょう 筐体の型式名を記載すること。
- (3) 3 の欄は、高周波発生装置が 2 以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること(以下 4 の欄から 10 の欄までの記載において同じ。)
- (4) 4 の欄の記載は、次によること。
 - ア 高周波出力の定格値を記載すること。
 - イ 高周波発生装置が 2 以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (5) 5 の欄は、「(何) MHz から (何) MHz まで」のように記載すること。
- (6) 6 の(1)から(3)までの欄は、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(毎メートル 1 マイクロボルトを 0 デシベルとする。)で記載すること。
- (7) 7 の欄の記載は、次によること。
 - ア 7 の(1)から(10)までの欄は、高周波発生装置から 10 メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル(毎メートル 1 マイクロアンペアを 0 デシベルとする。)で記載すること。

イ 7の(1)から(5)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(8) 8の欄は、給電動作を許容する最大の伝送距離の設計値を記載すること。

(9) 9の欄は、給電動作を許容する最大の水平位置移動可能距離の設計値を記載すること。

(10) 10の欄は、施行規則第46条の2第1項第11号(8)に定める電波の強度が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように措置した内容を記載すること。

(11) 添付図面等の記載は、次によること。

ア 図面はできる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。

(12) 12の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

(13) 13の欄及び14の欄は、試験に供した装置について記載すること。

(14) 15の(2)の欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(15) 16の(2)の欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の利用周波数の設計値に対応する周波数の測定値を記載すること。

(16) 17の(1)から(3)までの欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の測定値を次のように記載すること。

ア 電源端子における妨害波電圧の準尖頭値及び平均値の測定値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、17の(1)から(3)までの欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(17) 18の(1)から(5)までの欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の測定値を次のように記載すること。

ア 高周波発生装置から10メートルの距離で測定した準尖頭値の最大の値をデシベル（18の(1)から(5)までの欄は、毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、18の(1)から(5)までの欄は、毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、18の(1)から(5)までの欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。この場合において、10メートルの距離における測定が困難なときは、3メートルの距離で測定し、その値に次の表の値を減じて得た値をもって測定値とする。

| 周波数 | 減じる値 |
|----------------|-----------------------|
| 150kHz以上4MHz以下 | 24.5デシベル |
| 4MHzを超え11MHz以下 | 24.5デシベルから10デシベルまで周波数 |

| | |
|-----------------------|------------------|
| | の対数に対して直線的に減少した値 |
| 11MHz を超え 1,000MHz 以下 | 10 デシベル |

イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(18) 19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、(17)アにおいて、3メートルの距離において測定した場合は、その旨を記載すること。

(19) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について注1に準じて記載すること。また、11の欄に掲げる添付図面等のうち添付するものを○で囲むこと。

(4) 試験成績表は注1に準じて記載すること。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の11重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。